

平成29年度 第2回建築確認実践研修（構造コース）Q&A

質疑番号	種別	公開日	最終更新日	質問要旨	回答要旨(案)	備考
1	木造の構造審査	2月28日	2月28日	資料P14内の施行令第46条第3項について、床組みが形成されていない場合(土間コン仕上げ等)も、火打ち材を使用する必要があるのか。	火打ち材は、木造部分の水平構面の剛性確保が目的なので、木造部分の床組の隅角部に必要となります。	
2	構造計算書の審査	2月28日	2月28日	柱や梁がX、Y軸に対して斜めに配置されている部材がある場合や円形の建築物の場合、加力方向は通常のX、Y方向のみで問題ないか。 軸振れなどを使用して柱や梁の方向が、X、Y軸に対して傾いている場合、一貫計算とは別に検討が必要な項目など、注意するポイントはあるか。	<p>ご指摘のような不整形な建物における地震時の加力方向については、X、Y方向以外の検討が必要になります。評定物件等においては、建物の主軸を計算し、地震力を主軸方向に加力させた検討を指導しているようです。建物の規模等によっては、近い検討が必要になります。建築物の主軸については、『SS3』では指定により自動計算することができますので、必要に応じて主軸を確認することができます。</p> <p>[剛性の主軸] 水平力を剛心位置に作用させたとき、加力方向が主軸方向であれば、加力方向と変形が一致する方向 [2.3応力計算条件-8.偏心率計算方法-剛心位置の計算方法]を”<1>理論式”とした場合に、「結果出力-4.6偏心率」で各階の主軸方向が出力されます。</p> <p>梁が傾斜した場合や柱が回転している場合には、2軸曲げによる検討が必要になります。[2.4断面算定条件-9.断面検定方法]で”<2>二軸曲げ”、[2.4断面算定条件-10.直交加力時の梁の断面算定]で”0.00”以外の値になっていることの確認が必要です。</p> <p>プログラムにおける検討以外の内容については、現時点で明確になっていない部分が多いため、一般的な検討項目は明示されていない状況です。建物の性状や設計方針に応じて適宜判断していただくしか無い状況です。</p> <p>なお、プログラムで採用した配筋が施工可能かどうかのチェックは必要になります。不整形部分については、配筋状態が複雑になるため、プログラムで採用した位置に配筋がおさまらない場合があります。その部分については別途検討を行っていただく必要があります。</p>	